

合理的配慮の実際

平成26年1月20日に批准した「障害者の権利に関する条約」によると、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶうえで、必要かつ適当な「合理的配慮」の提供が求められています。「合理的配慮」とは、平成24年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会から出された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」では、次のように定義されています。



「合理的配慮」とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要なとされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」である。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

合理的配慮は、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定され、多様かつ個別性が非常に高いものであるため、文部科学省では具体例を示すのではなく、HPでデータベース事例を整理し示しています。各学校では、このHPを参考に必要な合理的配慮を検討し提供することになります。※詳細は国立特別支援教育総合研究所HP (<http://www.nise.go.jp/>) 参照。

これまで、本課で収集した合理的配慮の中から参考までに数例を紹介します。

- 聴覚障がいのある生徒に対して、全校集会時に講話内容等を同時にパソコンで文字化し、スクリーンに映し出した。また、FM補聴器の活用を図った。
- 級友とのコミュニケーションに困難さがある児童に対して、通級による指導の時間に自立活動を実施し、適切なコミュニケーションの取り方を学ぶことができたことで、通常の学級でもよりよいコミュニケーションが図れるようになった。
- 聴覚過敏のある児童生徒に対して、教室のすべての椅子の脚にテニスボールをつけて、騒音の軽減を図った。

共生社会って、どんな社会なのでしょう？

それは、これまで十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人たちが積極的に参加し、貢献していくことができる社会です。そして、障がいのある人もない人も、あるいは障がいのある人同士も、誰もがお互いに尊重し支え合い、違いを認め合える全員参加型の社会でもあります。



こうした共生社会を築いていくための取組の一つに

交流及び共同学習があります。交流及び共同学習とは、お互いのふれ合いを通じて豊かな人間性を育む「交流」の側面と、目標をもった学習活動の一環としての「共同学習」の側面が一体となっています。主に幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校と特別支援学校との間、特別支援学級と通常の学級との間で行われています。学校間では、30年以上前から関わりが続けられている取組もあります。方法としては、互いの学校や学級と行き来し直接関わる活動もありますが、手紙やメール、テレビ会議システムなどを活用して間接的にやりとりをする活動もあります。交流及び共同学習で大切なことは、お互いをよく知ることと共に学んでいく関係を築くことです。共に学ぶためには **合理的配慮** も必要になります。こうした取組の積み重ねが、共生社会の実現につながっていきます。